

「トライボロジー融合研究会」規約

平成30年7月3日 制定

(名称)

第1条 本研究会は「トライボロジー融合研究会」(「Tribology Fusion Research Consortium」)と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、複雑なメカニズムであるトライボロジーに関する産学官連携による共同研究開発プロジェクトを創出するとともに、地域ものづくり中小企業の生産性向上やエネルギー効率化及び新事業創出に資する取り組みを支援し、地域産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) トライボロジーに係る次の事項に関する研究開発、情報提供、協議に関する事業
 - ① 定期的な研究会の開催
 - ② 最新の情報の提供及び会員からの情報発信
 - ③ イベントの開催
 - ④ 各種計測装置に関する講習会の開催及び会員に対する機器の共用
 - ⑤ 会員からの技術相談への対応
 - ⑥ 産学官連携プロジェクトのプランニング・コンサルティング
 - ⑦ 会員による外部資金獲得に対する支援
- (2) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 本研究会の会員は、次の企業及び各種団体・法人(以下「法人」という。)及び個人とする。

- (1) 第2条の目的に賛同し、トライボロジー技術に関心のある企業
- (2) 第2条の目的に賛同し、トライボロジー技術に関心のある、大学・短期大学・高等専門学校、研究開発機関、地方自治体、業界団体、経済団体、その他の法人
- (3) 第2条の目的に賛同し、トライボロジー技術に関心のある個人

2 会費は無料とする。

(入会)

第5条 入会を希望する法人及び個人は、入会申込書(別記様式第1及び第2)を事務局に提出しなければならない。

(会長及びその職務)

第6条 本コンソーシアムに会長を置く。

2 会長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 総会は、本コンソーシアムの事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。
- 3 前各項に定めるもののほか、総会に関する事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 本研究会に必要なに応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長を務める。
- 4 幹事会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。

(ワーキンググループ)

第9条 本研究会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関する事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 本研究会の事業等に関して助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは会長が委嘱する
- 3 会長は、総会、幹事会、ワーキンググループの開催に際し、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

(事業年度)

第11条 本研究会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本研究会の事務を処理するため、東北大学未来科学技術共同研究センターに事務局を置く。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成30年7月3日から施行する。